

三重労働局

第 14 次労働災害防止計画

～ 死亡災害ゼロ・死傷災害アンダー2,000 を目指して～

令和 5 年 3 月

【 計画の趣旨 】

1 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

三重県内の労働災害発生状況を見ると、死亡者の数（以下「死亡者数」という。）については、最も多い1961年（昭和36年）の132人から増減を繰り返しながらも減少し、2022年（令和4年）には過去最少の9人と減少しているものの、本来、「人命尊重」の基本理念の下、『死亡災害ゼロ』を目指さなければならない。

休業4日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）については、1980年（昭和55年）の7,762人をピークに、4年から5年の間隔で1,000人ずつ着実に減少し、2000年（平成12年）には3,000人を下回る事となったが、2000年以降、減少傾向に鈍化がみられた。第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）では、死亡災害ゼロを目指すとともに、年間の死傷者数2,000人未満を目標とし、三重労働局（以下「局」という。）事業者、労働者等の関係者（「以下「関係者等」という。」）が協働して『死亡災害ゼロ・死傷災害アンダー2,000みえ推進運動』を展開したものの、目標の達成には至らなかった。

近年の労働災害の傾向を見ると、死亡災害については、建設業の「高所」からの「墜落・転落」や製造業の機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による「はさまれ・巻き込まれ」など、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多く発生している。また、死傷災害については、「転倒」や「腰痛」など労働者の作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）や労働災害発生率が高い60歳以上の高齢労働者の労働災害が顕著に増加しているほか、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働への対応、化学物質の自律管理や石綿ばく露防止、熱中症予防への対応、治療と仕事の両立支援など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

2 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

昨今の経済情勢及び雇用情勢は、依然として厳しく、中小事業場の安全衛生対策の遅れも懸念されるが、それをやむを得ないとせず、事業者にとって、安全衛生対策に取り組むことが企業経営や人材確保・育成の観点からプラスになるとの理解を進めるとともに、安全衛生対策に取り組む企業が社会的にも評価される環境を整備することにより、主体的かつ自発的な安全衛生管理活動を促進・定着させ、誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現させなければならない。

労働災害防止計画は、労働災害を防止するための主要な対策及び労働災害の減少目標等を定めた計画である。(労働安全衛生法第6条)

三重県内の安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性等を踏まえ、以下のとおり、関係者等が一体となって取り組むべき事項等を定めた。

本計画により、労働災害防止対策を総合的かつ計画的に推進する。

【 計画の期間・目標等 】

1 計画の期間

2023年度から2027年度までの5か年間

2 計画の指標及び目標

関係者等が一体となって、後述する「 計画の重点事項」に取り組み、以下の指標及び目標の達成を目指す。

計画の指標及び目標の実績値は、労働災害統計(労働者死傷病報告の集計値)及び「年間安全衛生管理計画及び実施結果報告書」(後記 1(2)イ(ア))、以下「年間安全衛生管理計画」という。)の集計値との比較によるが、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除くこととする。

なお、死亡者数及び死傷者数の実績値は、第13次労働災害防止計画の期間中(以下「13次防期間中」という。)を2018年から2022年までの5年間、第14次労働災害防止計画の期間中(以下「14次防期間中」という。)を2023年から2027年までの5年間とする。

【指標と目標の考え方】

本計画において、事業者は、労働者の協力の下、後述する「 計画の重点事項」に取り組み、その成果を指標(アウトプット指標)として定め、局は、その達成を目指し、本計画の進捗状況を把握する。

また、目標(アウトカム指標)は、事業者が指標に定める事項を実施した結果として期待される事項であり、計画に定める取組事項の効果を検証する。

(1) 死亡災害

ア 全産業の目標

全産業における「死亡災害ゼロ」を目指し、14次防期間中の死亡者数を13次防期間中と比較して5%以上減少させる。

〔目標〕 14次防期間中の死亡者数を71人以下とする。

年 (期間)	13 次防	2023	2024	2025	2026	2027	14 次防
目標 (人)	75	16 以下	15 以下	14 以下	13 以下	13 以下	71 以下

イ 業種別の指標及び目標

・建設業

〔指標〕 墜落・転落災害防止に関し、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成18年3月10日付け指針公示第1号)に基づき、危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

〔目標〕 建設業における14次防期間中の死亡者数を13次防期間中と比較して15%以上減少させる。

年 (期間)	13 次防	2023	2024	2025	2026	2027	14 次防
指標 (%)	77.9	79	81	83	84	85 以上	
目標 (人)	32	7 以下	6 以下	5 以下	5 以下	4 以下	27 以下

(2) 死傷災害

ア 全産業の目標

死傷災害について、死傷者数2,000人未満(「アンダー2,000」)を目指し、計画期間中の死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

年	2022	2027
目標 (人)	2,317	2,316 以下

イ 業種別・災害別の指標及び目標

(ア) 業種別

・製造業

〔指標〕 機械等による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策として、リスクアセスメントに取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに70%以上とする。

〔目標〕 製造業における14次防期間中の死傷者数(後記 3(2)イ(ア))の「中期的な取組」で定める災害とする。)を13次防期間中と比較して5%以上減少させる。

年 (期間)	13 次防	2023	2024	2025	2026	2027	14 次防
指標 (%)	61.2	62	64	66	68	70 以上	
目標 (人)	591	115 以下	114 以下	112 以下	111 以下	109 以下	561 以下

・道路貨物運送業

〔指標〕 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する道路貨物運送業の事業場の割合を2027年までに55%以上とする。(荷主となる事業場は、同ガイドラインの措置を実施する割合を増加させる。)

〔目標〕 道路貨物運送業における14次防期間中の死傷者数を13次防期間中と比較して5%以上減少させる。

年 (期間)	13 次防	2023	2024	2025	2026	2027	14 次防
指標 (%)	43.8	46	48	51	53	55 以上	
目標 (人)	1,199	240 以下	235 以下	227 以下	220 以下	217 以下	1,139 以下

・林業

〔指標〕 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131号第1号改正。以下「伐木等作業の

安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 2022 年と比較して 20 ポイント増加させる。

〔目標〕 林業における 14 次防期間中の死傷者数を 13 次防期間中と比較して 15%以上減少させる。

年 (期間)	13 次防	2023	2024	2025	2026	2027	14 次防
目標 (人)	164	29 以下	28 以下	28 以下	27 以下	27 以下	139 以下

・社会福祉施設

〔指標〕 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2022 年と比較して 2027 年までに増加させる。

〔目標〕 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

年	2022	2027
目標 (千人率)	0.34	0.34 未満

(イ) 災害別

・行動災害

〔指標 1〕 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

〔指標 2〕 第三次産業(年間安全衛生管理計画で定める対象とする。)における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2022 年と比較して 2027 年までに 20 ポイント増加させる。

〔目標 1〕 転倒の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに増加に歯止めをかける。

〔目標 2〕 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。

年	2022	2027
目標 1 (千人率)	0.70	0.70 以下
目標 2 (日)	43.5	40 以下

・ 60 歳以上の高年齢労働者

〔指標〕 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

〔目標〕 60 歳以上の高年齢労働者の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに増加に歯止めをかける。

年	2022	2027
目標 (千人率)	3.66	3.66 以下

・ 外国人労働者

〔指標〕 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど、外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

〔目標〕 外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに 4.0 以下とする。

年	2022	2027
目標 (千人率)	4.7	4.0 以下

（ 3 ）労働者の健康確保対策

ア 対策別の指標及び目標

(ア) メンタルヘルス対策

- 〔指標1〕 メンタルヘルス対策に取り組む50人未満の事業場(以下「小規模事業場」という。)の割合を2027年までに70%以上とする。
- 〔指標2〕 小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに40%以上とする。
- 〔目標〕 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を減少させる。

年 (期間)	2022	2023	2024	2025	2026	2027
指標1 (%)	61.9	63 以上	65 以上	67 以上	69 以上	70 以上
指標2 (%)	29.0	32 以上	34 以上	36 以上	38 以上	40 以上

(イ) 過重労働対策

- 〔指標1〕 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
(就労条件総合調査・特別集計)
- 〔指標2〕 勤務間インターバル制度の導入を促進する。
- 〔目標〕 最も時間外・休日労働の多い労働者の時間外・休日労働時間数が月80時間を超える事業場の割合を2025年までに10%以下とする。

年	2022	2025
指標1 (%)	58.8	70 以上
目標 (%)	17.6	10 以下

(ウ) 産業保健活動

- 〔指標〕 必要な産業保健サービス(後記 4(3))の提供を促進する。
- 〔目標〕 労働者の健康障害全般を予防し、健康診断有所見率等の改善につなげる。

(4) 化学物質等による健康障害防止対策

ア 対策別の指標及び目標

(ア) 化学物質による健康障害防止対策

〔指標1〕 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2023年と比較して2025年までにラベル表示を10ポイント、SDSの交付を5ポイント増加させる。

〔指標2〕 労働安全衛生法第57条の3に基づく危険性又は有害性等の調査(以下「化学物質リスクアセスメント」という。)の実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、化学物質リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2023年と比較して2025年までに10ポイント増加させるとともに、化学物質リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに10ポイント増加させる。

〔目標〕 14次防期間中の化学物質の性状に関連の強い死傷者数(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)を13次防期間中と比較して5%以上減少させる。

年 (期間)	13 次防	2023	2024	2025	2026	2027	14 次防
目標 (人)	30	6 以下	6 以下	6 以下	5 以下	5 以下	28 以下

(イ) 熱中症予防対策

〔指標〕 熱中症災害防止のためにWBGT値を把握している事業場の割合を2022年と比較して2027年までに増加させる。

〔目標〕 14次防期間中の熱中症による死傷者数を13次防期間中と比較して減少させる。

年 (期間)	13 次防	2023	2024	2025	2026	2027	14 次防
目標 (人)	66	15 以下	14 以下	13 以下	12 以下	11 以下	65 以下

3 計画の検証及び評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行うこととするが、単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、計画に基づく取組事項が、どの程度、指標の達成に寄与しているのか、また、指標として定める事業者の取組が、どの程度、目標に結びついているかなどを検証、評価するとともに、三重地方労働審議会労働災害防止部会及び三重労働局安全衛生専門家会議の意見も参考として、必要に応じ、計画を見直すこととする。

【 計画の重点事項 】

次の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発等
- 2 業種別の労働災害防止対策
- 3 災害別の労働災害防止対策
- 4 労働者の健康確保対策
- 5 化学物質等による健康障害防止対策

【 重点事項ごとの具体的な取組事項 】

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発等

(1) 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

(ア) 安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。

(イ) 国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

(ア) 誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などが安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者にお

いても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。

- (イ) 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「三重とこわか健康経営カンパニー認定制度」など、既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。
- (ウ) 安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失について、広く周知する。
- (エ) 引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- (オ) 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの活用促進を図るため、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部と連携し、そのメリット等を周知する。

(2) 自主的な安全衛生活動、DXの推進等

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 事業場の年間安全衛生管理計画を策定し、継続的、かつ、計画的に安全衛生管理活動を推進する。
- (イ) 労働災害を発生させた場合、災害発生原因を調査し、同種災害の再発防止を図る。
- (ウ) デジタル技術や、AIやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動を推進する。
- (エ) 危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- (オ) 健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報管理に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
- (カ) 労働安全衛生法に基づく申請、報告等について、電子申請を活用する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 事業場の自主的な安全衛生管理活動を促進するため、継続的、かつ、計画的な安全衛生管理活動に資する年間安全衛生管理計画の策定を支援する。
- (イ) 労働災害を発生させた事業場に対し、同種災害の再発防止を指導する。
- (ウ) 本計画に基づく個別の安全衛生対策や他事業場の好事例について、事業者の具体的な取組に繋がるよう、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含め、周知に努める。

- (エ) 小規模事業場の安全衛生水準の向上のため、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸災防」という。）、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）の三重県支部並びに各分会と連携し、作業別安全マニュアルや各種ガイドライン等の周知徹底を図る。
- (オ) 三重労働基準協会連合会、各地区労働基準協会、商工会議所・商工会等業界団体との連携を図るとともに、新規業界団体の把握に努め、協力体制を構築する。また、必要に応じ中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業を活用する。
- (カ) 全国安全週間、全国労働衛生週間などの機会において、労働災害情報の分析結果等を積極的に広報するとともに、三重県産業安全衛生大会、地区産業安全衛生大会を共催するなど、県民全体の安全・健康意識等の高揚を図る。
- (キ) 専門家の知識やノウハウを活用しながら、安全衛生施策を推進していくために、三重労働局安全衛生労使専門家会議、労働災害防止等関係団体会議を開催する。また、労働衛生分野においては、各種会議における公衆衛生分野の専門家等からの助言指導を活用する。

2 業種別の労働災害防止対策

(1) 製造業

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）に基づき、機械等の製造等を行う者（以下「メーカー」という。）及び機械等を労働者に使用させる事業者（以下「ユーザー」という。）それぞれにおいて、リスクアセスメントを実施する。
- (イ) ユーザーが適切にリスクアセスメントを実施できるよう、メーカーは、ユーザーに対し、製造時のリスクアセスメントで残留するリスク情報を確実に提供する。
- (ウ) ユーザーは、機械等を使用させる労働者に対して、安全衛生教育や掲示等により残留リスクについて周知し、機械等の安全な使用の徹底を図る。
- (エ) 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、点検、補修等により、その経年劣化によるリスクを低減する。
- (オ) 機械等の安全水準を向上させるため、機能安全（「機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針」（平成 28 年厚生労働省告示第 353 号））を活用する。
- (カ) 機械等の技術革新の進展、就業形態の多様化等を踏まえ、作業中の労働者を直接指導及び監督する者（作業主任者を除く。以下「職長等」という。）に対し、能力向上教育に準じた教育を実施する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 後記3(2)イの機械災害防止対策を推進し、リスクアセスメントの実施・定着を図る。
- (イ) 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、その経年劣化によるリスクの低減の必要性を周知啓発する。
- (ウ) 機能安全の活用を促し、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。
- (エ) 機械災害を発生させた事業場等に対して、原因の究明と機械の本質安全化を指導する。
- (オ) 各種事業者説明等の機会を活用して、能力向上教育に準じた教育を周知するとともに、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVR(バーチャル・リアリティ)の活用を促す。
- (カ) 各地区安全衛生協議会とより緊密な連携を図る。

(2) 建設業

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- (イ) 7月及び12月の「墜落災害防止強調月間」において、チェックリストの活用等により、墜落・転落によるリスクを軽減する。
- (ウ) 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号。以下「職場における熱中症予防基本対策要綱」という。)に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。
- (エ) 機械等の技術革新の進展、就業形態の多様化等を踏まえ、「職長等」に対し、能力向上教育に準じた教育を実施する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 足場からの墜落・転落を防止するため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成27年5月20日一部改正)に基づく「より安全な措置」等の一層の普及・促進を図る。
- (イ) 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を受け、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等の墜落・転落災害防止対策が充実・強化された場合、そ

の周知を図る。

- (ウ) 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)に基づく取組の周知徹底を図る。
- (エ) はしご等からの墜落・転落が多発していることから、リーフレット等を活用して、自主点検の実施等を指導する。
- (オ) 7月及び12月を「墜落災害防止強調月間」と位置づけ、建設工事現場に対する指導を実施する。
- (カ) 建築工事の死傷災害の約3割が木造家屋建築工事現場で発生していることから、三重県ハウジング協議会、各地区木造家屋等建築工事安全衛生委員会等の関係業界団体に対し、安全パトロール、安全大会の実施等、安全衛生活動の活性化を促す。
- (キ) 老朽化した建築物、橋梁等の解体工事が今後も増加することが見込まれることから、「解体工事に係る連絡調整会議」や解体工事業関係業界団体と連携し、解体工事における安全対策の徹底を図る。
- (ク) 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- (ケ) 建災防三重県支部及び各分会をはじめ、建設工事関係者連絡会議、各地区木造家屋等建築工事安全対策委員会、各専門工事業者関係業界団体等との合同パトロール、安全大会、講習会等の実施、会員事業場に対する各種災害防止に関する情報の提供、安全衛生活動への協力要請等を行う。
- (コ) 建設工事関係者連絡会議を開催し、引き続き、安全衛生経費の確保など安全衛生に配慮した発注の促進、相互パトロールの実施など、連携した取組を推進する。
- (サ) 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会三重県支部と連携し、建設荷役車両の性能の保持向上とその使用に関する安全の確保を図る。
- (シ) 各種事業者説明等の機会を活用して、能力向上教育に準じた教育を周知するとともに、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVR(バーチャル・リアリティ)の活用を促す。
- (ス) 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

(3) 道路貨物運送業

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- (イ) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(改正平成30年6月1日基発0601第1号)に基づき、交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理・走行管理、健康管理等に取り組む。

(ウ)「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付け基発0618第1号)を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

(ア)陸災防三重県支部及び各分会並びに一般社団法人三重県トラック協会との連携を強化し、「荷役作業における安全ガイドライン」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。

(イ)荷主等の立場となる製造業、商業、陸運業等を対象とした事業者説明等の機会を捉え、リーフレットを活用して「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく荷主等による取組の必要性の説明、好事例の紹介、同取組の促進を図る。

(ウ)事業者説明等の機会を活用して、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく取組を周知啓発する。

(4)林業

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

(ア)「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131第4号改正。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。)等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

(ア)小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等の周知徹底を図る。

(イ)三重森林管理署や三重県、林災防三重県支部及び各分会等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、林災防の安全管理士や三重県の林業普及指導員、チェーンソー取扱指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、各森林組合等の発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

(5)小売業

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

(ア)行動災害の防止対策(後記3(5))及び高年齢労働者の労働災害防止対策(後記3(6))に取り組む。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 行動災害の防止対策(後記3(5)イ)及び高年齢労働者の労働災害防止対策(後記3(6)イ)に取り組む。
- (イ) 駅ビルや商店街、ショッピングモールなど、小売店や飲食店等が複数、密集して存在する施設(以下「店舗密集型施設」という。)を対象として、施設管理者と連携しつつ、災害防止対策を周知啓発する。
- (ウ) 三重県小売業S A F E協議会の運営を通じ、行動災害の増加を労働分野の問題としてだけでなく、人材確保など企業の経営問題であるとして、事業者の行動変容を促し、自主的な安全衛生管理の定着を図る。

(6) 社会福祉施設

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 行動災害の防止対策(後記3(5)ア)及び高年齢労働者の労働災害防止対策(後記3(6)ア)に取り組む。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 行動災害の防止対策(後記3(5)イ)及び高年齢労働者の労働災害防止対策(後記3(6)イ)に取り組む。
- (イ) 公益社団法人介護労働安定センター三重県支部と連携し、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など腰痛の予防対策の普及を図る。
- (ウ) 三重県社会福祉施設S A F E協議会の運営を通じ、行動災害の増加を労働分野の問題としてだけでなく、人材確保など企業の経営問題であるとして、事業者の行動変容を促し、自主的な安全衛生管理の定着を図る。

3 災害別の労働災害防止対策等

(1) 墜落・転落災害

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- (イ) 7月及び12月の「墜落災害防止強調月間」において、チェックリストの活用等により、墜落・転落によるリスクを軽減する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼす

おそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止を指導する。

- (イ) 荷役時の墜落・転落災害を防止するため「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- (ウ) 7月及び12月を「墜落災害防止強調月間」と位置づけ、チェックリストの活用等により、墜落・転落によるリスク軽減を周知・指導する。

(2) 機械災害

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)に基づき、機械等の製造者等及び機械等の使用者それぞれにおいてリスクアセスメントを実施する。
- (イ) 機械等の使用者が適切にリスクアセスメントを実施できるよう、機械等の製造者等は、機械等の使用者に対し、製造時のリスクアセスメントで残留するリスク情報を確実に提供する。
- (ウ) 機械等の使用者は、機械等を使用させる労働者に対して、安全衛生教育や掲示等により残留リスクについて周知し、機械等の安全な使用の徹底を図る。
- (エ) 機械等の安全水準を向上させるため、機能安全(「機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針」(平成28年厚生労働省告示第353号))を活用する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 機械等へのはさまれ・巻き込まれなどによる労働災害は重篤な災害につながるため、リスクアセスメントの実施、定着を視野に入れ、中期的な取組を推進する。
- (イ) 機械災害が発生した事業場等に対しては、災害発生原因の究明と機械の本質安全化を指導する。
- (ウ) 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、その経年劣化によるリスクの低減の必要性を周知啓発する。
- (エ) 機能安全の活用を促し、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

(3) 爆発・火災の災害

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 四日市コンビナート地域防災協議会、四日市コンビナート協力会社災害防止協議会等連絡協議会等の自主的な爆発・火災災害防止活動に取り組む。
- (イ) 化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造等の作業の際の労働災害を防止

するため、注文者による請負業者への情報提供の徹底や注文者、事業者等が行う非定常作業時の安全衛生対策の徹底を図る。

(ウ) 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、点検、補修等により、その経年劣化によるリスクを低減する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

(ア) 爆発・火災災害は、一度に多数の労働者の死傷が懸念され、また、一企業にとどまらず、社会的に大きな影響を及ぼすおそれもある。これら深刻な災害を防止するため、四日市コンビナート地域の事業場を中心として、中期的な取組により、労働安全衛生関係法令に定める措置の徹底を図る。

(イ) 化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造等の作業の際の労働災害を防止するため、注文者による請負業者への情報提供の徹底や注文者、事業者等が行う非定常作業時の安全衛生対策の徹底を指導する。

(ウ) 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、その経年劣化によるリスクの低減の必要性を周知啓発する。

(エ) 四日市コンビナート地域防災協議会、四日市コンビナート協力会社災害防止協議会等連絡協議会等の自主的な爆発・火災災害防止活動を支援するとともに、四日市地域石油コンビナート等災害防止関係機関連絡会により関係行政機関と連携を図る。

(4) 交通労働災害

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理・走行管理、健康管理等に取り組む。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

事業者説明会等の機会を活用して、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組を周知啓発する。

(5) 行動災害

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

(ア) 転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。

(イ) 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。

(ウ) 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。

(エ) 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 事業者が安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）などについて研究を進め、その成果を広く周知する。
- (イ) 「三重とこわか県民健康会議」に参画し、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」の評価項目に転倒防止・腰痛予防対策を追加するなど、事業場の健康経営への取組を支援する。
- (ウ) 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。

(6) 高齢労働者の災害

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- (イ) 上記(5)アの行動災害対策に取り組む。
- (ウ) 保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組について、職業安定部、ハローワークと連携した周知、地方公共団体、商工団体、関係団体等を通じ、リーフレットにより周知啓発する。
- (イ) 上記(5)イの行動災害防止対策を推進する。
- (ウ) 「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」の評価項目に「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を追加するなど、事業場の健康経営への取組を支援する。
- (エ) 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。

(7) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の災害

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。）」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和4年7月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。）」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- (イ) 外国人労働者に対する安全衛生教育、健康管理について、母国語に翻訳され

た教材、視聴覚教材を用いるなど、外国人労働者が容易に理解できる手法で実施する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。
- (イ) 副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。
- (ウ) 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材の活用を周知啓発する。
- (エ) 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和4年4月に公布されたことから、当該省令の内容についての周知等を行う。

4 労働者の健康確保対策

(1) メンタルヘルス対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) メンタルヘルス対策への取組が伸び悩んでいる小規模事業場において、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策に取り組む。
- (イ) ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- (ウ) 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を増加させるため、中期的な取組を推進する。
- (イ) ストレスチェックの実施や集団分析を促進するため、今後、作成されるストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムを事業者に提供するとともに、その活用に向けて周知を図る。
- (ウ) 三重産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターと連携を図り、小規模事業場におけるストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策の重要性を啓発指導する。(「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(改正平成27年11月30日付け健康保持の増進のための指針公示第6号)、「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結

果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（改正平成 30 年 8 月 22 日付け心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示 3 号）

- (エ) 三重県公衆衛生審議会（自殺対策推進部会）、三重県自殺対策推進会議と連携し、職場におけるメンタルヘルス対策を推進する。
- (オ) 事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の仕組みを周知する。
- (カ) 小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- (キ) 職場におけるハラスメント防止対策に基づく取組を周知啓発する。

(2) 過重労働対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。

時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
年次有給休暇の確実な取得の促進

勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）による労働時間等の設定の改善

- (イ) 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。

過重労働が疑われる事業者への監督指導を実施するとともに、過労死等を発生させた事業場に対しては、当該疾病の原因の究明、再発防止対策の確立及び対策の徹底を指導する。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等を実施する。

労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく協定（以下「36 協定」という。）については、労働基準監督署に届出があった際、労働者への 36 協定の内容の周知及び時間外・休日労働の短縮等について、助言、指導を強化する。

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務を周知徹底するとともに、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入を促進する。また、「年次有給休暇取得促進期間（10 月）」など集中的な広報を実施する。

令和 6 年 4 月から、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令」の改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便

業においては、全業種の中で最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)」の周知、指導等に取り組む。また、医師については、公益社団法人三重県医師会、三重産業医会、三重県医療勤務環境改善支援センターなどと連携し、「医師の労働時間短縮等に関する指針」(令和4年厚生労働省告示第7号)に基づき、労働時間の短縮に向けた取組を進める。

勤務間インターバル制度の導入を向上させるため、三重働き方改革推進支援センターや三重産業保健総合支援センターの地域窓口(各地域産業保健センター)における相談対応及び訪問支援、各種助成金の活用等を周知する。

- (イ) 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、公益社団法人三重県医師会、三重産業医会等と連携し、制度の趣旨や必要性について効果的に周知する。

(3) 産業保健活動の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービス()を提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- (イ) 治療と仕事の両立に関して、支援が必要な労働者が申し出やすいように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- (ウ) 事業者及び労働者は、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対して、意識啓発を図る。
- (イ) 三重県地域両立支援推進チーム、三重県循環器病対策推進協議会等と連携し、企業や医療機関及び労働者本人を対象に「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を図る。
- (ウ) 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターと連携し、中小企業を中心に産業保健活動を支援する。

必要な健康保健サービス(取組例)

- ・ 労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- ・ 喫煙等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・ メンタルヘルス対策(ストレスチェック、相談体制の整備、職場環境改善等)
- ・ 高齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・ がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・ 化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理

5 化学物質等による健康障害防止対策

(1) 化学物質対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
化学物質を製造する事業者は、製造時等の化学物質リスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置、譲渡提供時のラベル表示、SDS交付を実施する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づく化学物質リスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 「職場における新たな化学物質規制」について、労働安全衛生法の関係法令の周知、指導を図る。
- (イ) 教習機関と連携し、化学物質管理者講習(法定及び準ずる講習)により、化学物質管理者等の育成を支援する。
- (ウ) 化学物質リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のため、今後作成予定の業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルを周知する。
- (エ) 業種別の特徴を捉えた中小事業者向けの化学物質管理に係る相談窓口・訪問指導・人材育成(講習会)を周知する。
- (オ) 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターが作成するGHS分類・モデルSDS、今後改修予定のクリエイト・シンプル(簡易リスクアセスメントツール)の周知等により、事業場における化学物質管理を支援する。

(2) 石綿・粉じん対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を適正かつ確実に実施する。
- (イ) 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- (ウ) 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- (エ) 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- (オ) トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル

工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

- (ア) 今後、石綿等が使用されている建築物等の老朽化が進む中で、さらに増加すると予想される建築物等の解体、改修の作業における石綿ばく露及び建築物の天井等に吹き付けられた石綿等の損傷、劣化等による石綿ばく露を防止するため、中期的な取組を推進する。
- (イ) 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る届出受理時及び監督指導等を通じ、石綿ばく露防止対策の徹底を指導する。
- (ウ) 引き続き、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告を周知・指導する。
- (エ) 教習機関と連携し、建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供する。
- (オ) 解体・改修工事発注者(個人住宅の施主を含む。)による取組を強化するため、「解体工事に係る連絡調整会議」において、三重県担当部署及び関係団体と連携し、関係法令の周知等を図る。
- (カ) 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用、ずい道建設工事現場の粉じん障害防止対策、じん肺健康診断の着実な実施、離職後の健康管理等を推進する。
- (キ) 「ずい道等建設労働者健康管理システム」(建災防運用)について、リーフレットを活用し、ずい道等の建設に係る計画の届出や個別指導等の機会を捉え、事業者に対し当該システムの活用を促す。

(3) 熱中症、騒音対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- (ア) 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- (イ) 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- (ウ) 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

(ア) 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。

(イ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導を行う。

(4) 電離放射線対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

イ アの達成に向けて局等が取り組むこと

(ア) 電離放射線障害防止規則に基づく対策の遵守徹底を図る。

(イ) 医療機関に対して、被ばく線量管理及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策の取組、電離放射線健康診断の着実な実施等を指導する。